

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和36年11月1日、資格喪失日は同年11月25日であると認められることから、申立期間のうちの同年11月1日から同年11月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月ごろから38年12月ごろまで

私は申立期間中、A社という事業所で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所において、正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(昭和50年4月10日付けで、B社へ名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間のうち、昭和36年11月1日から同年11月25日までの期間について、申立人の生年月日と日付が相違するものの、申立人と同姓同名で、かつ、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者資格記録が確認できる。

また、申立事業所における元同僚は、「申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務しており、申立人と同姓同名の従業員は他にいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、昭和36年11月の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被

保険者の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和35年11月ごろから36年11月1日までの期間及び36年11月25日から38年12月ごろまでの期間については、前出の元同僚の供述等から、申立人がこれらの期間当時、申立事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和36年11月1日となっていることが確認できるとともに、前出の被保険者名簿には、申立人と同様に、36年11月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、その後、同年11月25日付けで資格を喪失している元同僚が112人確認できる上、このうちの元同僚二人は、「申立事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和36年11月1日に、いったん加入したが、途中で脱退させられた。」などと供述していることなどを踏まえると、申立事業所では、一部の従業員については、その雇用期間どおりには、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B社は、平成16年6月26日に適用事業所ではなくなっているとともに、同社の現取締役の供述では、申立事業所は同年8月に事業を廃止している上、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の加入状況等は不明としている。

さらに、前出の被保険者名簿等では、前出の未統合の被保険者資格記録以外に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和35年11月ごろから36年11月1日までの期間及び同年11月25日から38年12月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年4月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から15年4月まで

申立期間当時、私は大学生で、一人暮らしをしていた時期であるが、国民年金推進員と名乗る人が自宅に来て、学生納付特例の申請をした記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年3月から17年3月までの国民年金保険料について、16年4月に学生納付特例の申請を行っていること（後日、同期間の申請を取り消して平成17年12月に過年度納付）が確認でき、当時、申立人は、平成15年度の国民年金保険料については、学生納付特例の申請を行っていなかったことを認識していたものと思われる上、オンライン記録に13年度から15年度の国民年金保険料について、学生納付特例の申請を行った記録は見当たらず、3年度（3回）にわたって事務処理に誤りがあったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間直後の平成15年5月から16年2月までの国民年金保険料を17年6月に過年度納付していることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを確認できる関連資料が無く、申立人は申立期間の学生納付特例を申請した時期の記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 10 月まで

昭和 60 年に会社退職後、国民健康保険の加入手続を市役所で行った。その後、送付されてきた納付書とお金を持って市役所へ行ったところ、国民年金に加入しないと国民健康保険証は交付しないと言われ、慌てて小切手を現金化して、妻の分と一緒に国民年金保険料を 35 万円以上納付した。その後の国民年金保険料は、市民税や固定資産税などと一緒に 3 か月分ずつ納付していたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとするその妻の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 4 月 12 日に申立人とは別の市において、払い出されていることが確認できるところ、申立人は、11 年 12 月 16 日に基礎年金番号で国民年金に加入していることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立人及びその妻について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料として 35 万円以上を納付したと述べているが、当該金額は、申立期間当時の二人分の国民年金保険料の年額と大きく異なっており、申立人が納付したとする国民年金保険料は、国民健康保険料（税）と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年1月まで

申立期間当時は、地元の公民館で、集落費と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時、国民年金保険料と一緒に納付していた両親は納付済みとされているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が初めて国民年金の第1号被保険者資格を取得したのは、平成12年4月以降であると推認でき、申立期間のうち、昭和36年10月から38年1月までの国民年金被保険者期間は、平成12年4月以降に申立人が国民年金の加入手続をした際に、追加された記録であることが確認できることから、申立期間当時、当該期間は、国民年金の未加入期間であったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 20 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）管内のC学校で期限付講師として勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、申立期間当時、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する資料等から、申立人が申立期間中、C学校に臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる。

しかし、B社では、申立期間当時の社会保険関係資料等は保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、B社が保管する資料に掲載された、B社管内における申立期間当時の臨時的任用教職員 10 人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得ることはできない。

さらに、前出の資料には、当初の任用期間が2か月以上の臨時的任用教職員が、申立期間及びその前後に21人在籍していたことが確認できるところ、このうち、当該期間中に厚生年金保険の加入記録が無い者が5人（申立人を除く。）確認できることから、申立事業所では申立期間当時、一部の臨時的任用教職員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間にお

いて、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月ごろから 32 年 5 月ごろまで

私は、高校卒業後の申立期間中、A社B支部で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、申立事業所が解散した昭和 32 年 5 月ごろまで勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支部の従業員は申立人及び申立人が姓のみを挙げた元同僚の二人であったと供述しているところ、当該元同僚の所在が不明であることから、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

また、A社の本部を引き継ぐC社では、現在の組織となった昭和 35 年 4 月以前の関連資料は保管していないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等は不明としている。

さらに、A社本部の申立期間当時の元経理担当者は、A社本部とA社B支部はそれぞれ独立した組織だったと供述しているところ、オンライン記録等では、A社B支部という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、A社本部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。